

まちづくり基本条例の制定に向けた提言

平成20年（2008年）3月

雲南市まちづくり推進懇話会議

目 次

はじめに	1
1. 基本的な考え方	2
(1) 基本条例制定の背景と必要性	
(2) 制定に向けて	
2. 雲南市まちづくり基本条例素案	3
前文	
第1条 目的	
第2条 最高規範	
第3条 定義	
第4条 市民の権利	
第5条 市民の責務	
第6条 議会・議員の役割と責務	
第7条 市長・職員の役割と責務	
第8条 附属機関等への市民参画	
第9条 コミュニティ活動の推進	
第10条 情報の共有	
第11条 新しい公共空間	
第12条 交流と連携	
第13条 育てる条例	
3. 雲南市まちづくり基本条例素案（解説）	6
4. 付帯意見	17
(1) 附属機関等への市民参画について	
(2) 情報の共有について	
(3) 新しい公共空間について	
5. 参考資料	18
(1) 雲南市まちづくり推進懇話会議設置要綱	
(2) 委員名簿	
(3) 検討経過	
(4) 議事要旨	
(5) 雲南市まちづくり基本条例に関するアンケート調査（結果）	
(6) その他の資料	

はじめに

私たちの愛する雲南市は、「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」をまちづくりの基本理念に掲げ、平成16年11月に6町村の合併により誕生しました。

地方分権や少子高齢化が叫ばれ、地域力が求められる時代にあって、市民力の発揮如何がこれからの雲南市の未来を左右するといっても過言ではありません。

そこで、私たち雲南市まちづくり推進懇話会議では、約1年にわたりこれからの時代にふさわしい市民と議会及び行政の関係を問い直し、協働のまちづくりを推進する仕組みは如何にあるべきかについて議論を重ねてまいりました。

具体的には、既に制定された自治体の条例などを比較検討し、条例という手段を用いる背景や必要性、その効果などを学びました。その上で、雲南市において協働のまちづくりを推進するために必要な、市民と議会及び行政のそれぞれの役割など、まちづくりの基本的なルールを編み上げ、雲南市まちづくり基本条例素案としてまとめました。

この提言をまとめるにあたり、さまざまな機会を通じて、多くの皆さんから考えをお伺いすることができ、最終提言としてまとめることができました。この間、ご意見やご協力いただきました多くの皆さんに、深く感謝申し上げます。

最後に、雲南市まちづくり推進懇話会議一同、本提言を条例制定のプロセスに十分活かしていただくとともに、条例の制定により、市民が主役の雲南市の協働のまちづくりが進むことを強く願い、本提言書を提出致します。

平成20年（2008年）3月17日

雲南市まちづくり推進懇話会議一同

1. 基本的な考え方

(1) 基本条例制定の背景と必要性

～地方分権への対応～

国と地方は「対等・協力」の関係に変化し、「地域のことは地域で考え、地域で決める」地域経営の視点が、これまで以上に求められるようになりました。

～地方財政の構造変化～

国の三位一体の改革をはじめとする、財政改革の影響により、効果的・効率的な公共サービスの選択が、これまで以上に求められるようになりました。

～住民意識の変化～

まちづくりに対する住民ニーズが多様化・高度化し、これからのまちづくりでは、市民やコミュニティなどが主体的に関わることが、これまで以上に求められるようになりました。

～地方自治法等の既存法の不足～

地方自治に関する基本事項は「地方自治法」で定められています。しかし、市民参加や協働など、今日では当たり前と思われる事項に関する規定がないため、それを補う制度構築が、これまで以上に求められるようになりました。

～雲南市における動き～

雲南市発足以来、地域自主組織を核に、市民自ら地域の課題に取り組むさまざまな活動が展開されるとともに、「地域委員会」や「まちづくり会議」をはじめとする各種委員会への市民参加などにより、協働をキーワードとしたまちづくりが進められています。また、市民案をもとに策定された「雲南市総合計画」には、協働のまちづくりを確立していくために、まちづくり基本条例を制定することが明記されたところです。

こうした中で、「自己決定」「自己責任」という、まちづくりの基本原則をふまえながら、雲南市における新しいまちづくりの動きをより大きなものとしていくため、全国画一の共通ルールである地方自治法に加え、市民参加やまちづくりにおける雲南市独自の基本ルールを定める「まちづくり基本条例」を制定するべきと判断しました。

(2) 制定に向けて

本提言に盛り込んだ「雲南市まちづくり基本条例素案」は、市民によって編み上げたものであり、法体系上の整合性や住民投票に関する事項など、さらなる検証が必要な項目もあります。これらについては、今後の議論によって育てていくものと考え、必要があれば随時見直していくものとして提言をしています。

また、条例制定にあたっては、条例そのものを多くの皆さんに知ってもらうことが重要であり、情報の提供方法を工夫されるとともに、市民の意見反映の機会を充実されることにより、雲南市のまちづくりに即した、実効性のある条例となることを望みます。

2. 雲南市まちづくり基本条例素案

(前文)

私たちの愛する雲南市には、

清らかな水と緑の 「豊かな自然」

銅鐸やたたらをはじめとした 「誇るべき歴史遺産」

恵まれた風土によって育まれた 「豊かな食文化」

世代を越えた 「地域の和」 などの、

たくさんの恵みがあります。

私たちは、ふるさとを思う多くの人々によって受け継がれてきた、この恵みを大切にしながら、「誰もが心豊かに暮らせるまちづくり」をすすめます。

まちづくりの原点は、主役である市民が、自らの責任により、主体的に関わることです。

ここに、市民、議会、及び行政がともにこの理念を共有し、協働のまちづくりをすすめるため、雲南市まちづくり基本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、雲南市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、協働のまちづくりをすすめることを目的とする。

(最高規範)

第2条 市民、議会及び行政は、まちづくりの推進にあたり、この条例に定める事項を最大限に尊重するよう努めます。

(定義)

第3条 この条例において用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 協働 市民、議会、及び行政が対等な立場に立って、お互いの意見を尊重し、学習を通じて一人ひとり意識を高めあい、役割と責任を担い合いながら共通の目標にむかって取り組むことをいう。

(2) コミュニティ 心豊かに安心して暮らすことができる地域社会を築くために、市民が互いに助け合い、行動するために自主的に結ばれた組織及び集団のことをいう。

(3) 新しい公共空間 行政のみが公共サービスの担い手ではないという考えにもとづき、多様な主体により担われる公共の領域のことをいう。

(市民の権利)

第4条 市民は、まちづくりの主役であり、まちづくりに参加する権利を持ちます。

2 市民は、まちづくりに関する情報について、その提供を受け、また自ら取得する権利を持ちます。

3 満20歳未満の青少年・子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加する権利を持ちます。

(市民の責務)

第5条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

2 市民は、お互いを認め合い、意見を尊重するとともに、自らの発言と行動に対して責任を持ちます。

3 市民は、次代を担う子どもたちが、夢と希望をいなくことができる良好な環境を創出するよう努めます。

(議会・議員の役割と責務)

第6条 議会は、市民の代表により構成される市の意思決定を行う議決機関として、市民の意思に基づいた意思決定に努めなければなりません。

2 議会は、積極的な情報公開や、市民との対話に努め、市民の信頼のもと、より開かれた議会運営を行なわなければなりません。

3 議員は、議会活動について、市民への説明責任を果たすとともに、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の負託に応えなければなりません。

4 議員は、政策の提言及び提案に努めなければなりません。

(市長・職員の役割と責務)

第7条 市長は、住民福祉の向上を図るため、次に掲げることに基づいて、計画的かつ効率的な行政運営に取り組み、市民の負託に応えなければなりません。

(1) 限られた資源の効率的かつ効果的な活用を図り、財政の健全性の確保に努めること。

(2) 政策形成、実施、評価及び見直しの過程において、市民意見の把握と反映を行うこと。

(3) 市民に利用しやすい形で保有する情報の積極的な公開・提供を行うとともに、常に分かりやすい説明を行うこと。

(4) 個人の権利利益を守るため、保有する個人に関する情報の保護を行うこと。

(5) 公平かつ透明性を確保した適正な行政手続を行うこと。

2 職員は、地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければなりません。

3 職員は、公正、公平かつ誠実に職務を遂行するとともに、協働や市民活動の連携が図られるように努めなければなりません。

4 職員は、職務を行う上で必要な能力を自ら高めていかなければなりません。

(附属機関等の委員への市民参画)

第8条 市長は、審議会その他の附属機関等の委員には、公募による委員を選任するよう努めなければなりません。

2 市長は、審議会その他の附属機関の委員の選任については、幅広い人材を選出するよう努めなければなりません。

(コミュニティ活動の推進)

第9条 市民は、コミュニティがまちづくりの重要な担い手であることを認識し、地域自主組織等によるコミュニティ活動に積極的に参加するよう努めます。

2 市長は、コミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重し、必要に応じてその活動を支援するよう努めなければなりません。

(情報の共有)

第10条 市民、議会、及び行政は、まちづくりの基本理念を実現するため、まちづくりに関する情報を共有するよう努めます。

2 議会と行政は、市民の知る権利を保障するため、文書を適正に管理しなければなりません。

(新しい公共空間)

第11条 市民、議会、及び行政は、自らの権利と責務のもと、協働のまちづくりを実践し、新しい公共空間を創造するための活動に努めます。

2 市民は、その自主性及び自己の責任にもとづいて、公共サービスの提供を担うことができます。

3 市長は、市民が公共サービスの提供を担うための環境整備に努めるとともに、協働のまちづくりを推進するための総合的な施策を講じるよう努めなければなりません。

(交流と連携)

第12条 市民は、まちづくりの推進のため、さまざまな活動を通じ、市外の人々と広く交流し、連携するよう努めます。

2 市長は、広域的な課題に取り組むため、近隣自治体及び他団体と相互に連携するとともに、地方分権の推進にあたり、国・県へ積極的な政策提言を行わなければなりません。

(育てる条例)

第13条 市民は、この条例を、まちづくりの推進の状況及び社会情勢の変化等に応じて改正し、常に実効性のある条例となるよう、つくり育てていきます。

3. 雲南市まちづくり基本条例素案（解説）

（前文）

私たちの愛する雲南市には、

清らかな水と緑の 「豊かな自然」

銅鐸やたたらをはじめとした 「誇るべき歴史遺産」

恵まれた風土によって育まれた 「豊かな食文化」

世代を越えた 「地域の和」 などの、

たくさんの恵みがあります。

私たちは、ふるさとを思う多くの人々によって受け継がれてきた、この恵みを大切にしながら、「誰もが心豊かに暮らせるまちづくり」をすすめます。

まちづくりの原点は、主役である市民が、自らの責任により、主体的に関わることです。

ここに、市民、議会、及び行政がともにこの理念を共有し、協働のまちづくりをすすめるため、雲南市まちづくり基本条例を制定します。

<考え方>

- ・雲南市の有する魅力を列記するとともに、目指すべきまちづくりの姿と、その実現のための基本となる考え方（市民が主役・協働のまちづくり）を明らかにしています。

<用語>

- ・「私たち」
一人ひとりの私や、市民団体、議会、行政などの多様な主体を表しています。
- ・「たくさんの恵み」
大きいもの、小さいもの、膨らみが持てる表現としています。
- ・「誰もが心豊かに暮らせるまち」
『生をまっとうできる社会』『安全で安心なまち』などの意見を包容する言葉で、多様な主体が共通の認識として持つ理想のまちの姿を表しています。

<委員意見>

- ・『簡潔にまとめる（本文との重複をさける。読みやすさが必要。）』
- ・『ごく普通と感じているものを、柔らかな表現で盛り込む（食は人をつくる。また、他に誇れるものを掲げる。）』
- ・『受け継がれてきたもの（たくさんの恵み）をしっかり守るという精神』
- ・『目標に向かって（同じ理念を持って）、それぞれが役割を發揮（協働）するためのルール』
- ・『まちづくりは市民だけでは成り立たない』

(目的)

第1条 この条例は、雲南市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、協働のまちづくりをすすめることを目的とする。

<考え方>

- ・この条例は、めざすべきまちづくりの姿(理念)を明らかにし、まちづくりを担う私たち(多様な主体)の役割と責務、まちづくりの基本的な考え方や仕組み(これからの取組みの方向性)等を定めることにより、協働のまちづくりを推進することを目的としています。

(最高規範)

第2条 市民、議会及び行政は、まちづくりの推進にあたり、この条例に定める事項を最大限に尊重するよう努めます。

<考え方>

- ・他の条例に対する優位性を規定することはできませんが、最大限に尊重することを謳うことで、本条例の基本性や最高規範性を明らかなるもので、積極的な姿勢で市民も議会も行政も、この条例を最大限尊重してまちづくりを推進することを定めます。

<委員意見>

- ・『この条例の位置付けが重要』
- ・『この条例に付随する住民参加条例の必要性や、他の既存条例等との整合性についても考える必要』

(定義)

第3条 この条例において用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 協働 市民、議会、及び行政が対等な立場に立って、お互いの意見を尊重し、学習を通じて一人ひとり意識を高めあい、役割と責任を担い合いながら共通の目標にむかって取り組むことをいう。
- (2) コミュニティ 心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会を築くために、市民が互いに助け合い、行動するために自主的に結ばれた組織及び集団のことをいう。
- (3) 新しい公共空間 行政のみが公共サービスの担い手ではないという考えにもとづき、多様な主体により担われる公共の領域のことをいう。

<考え方>

- ・この条例で使う言葉のうち、まちづくりをすすめる上で、意味を共有しておきたい重要な言葉について定義をしています。その他に、定義・説明が必要とされる言葉については、それぞれ条項の考え方の中で説明をしています。

（市民の権利）

第4条 市民は、まちづくりの主役であり、まちづくりに参加する権利を持ちます。

2 市民は、まちづくりに関する情報について、その提供を受け、また自ら取得する権利を持ちます。

3 満20歳未満の青少年・子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加する権利を持ちます。

（市民の責務）

第5条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

2 市民は、お互いを認め合い、意見を尊重するとともに、自らの発言と行動に対して責任を持ちます。

3 市民は、次代を担う子どもたちが、夢と希望をいなくことのできる良好な環境を創出するよう努めます。

<考え方>

・第4条と第5条では、市民が担う役割や果たすべき責務を定めています。

地方自治法第10条〔住民の意義及び権利義務〕では、<住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う>と、権利と同時に義務があることが定められています。しかし、まちづくりにはこれだけでは不足であることから、住民自らが行動するための基本となる、権利と責務を明らかにしています。

○第4条第1項

・広く市民へまちづくりに対しての関心と権利の行使を求める意味から、ここでは参加という表現としています。ただし、市民の参加は必要不可欠であるもの、強制されるものではないことから、参加しないことによって生じる不利益などについては盛り込まないこととしています。

<委員意見>

・『参加する権利があるということが基本』

・『参加しないことへは踏み込まない』

○第4条第2項

・自ら考え、自ら行動するためには、情報が十分に提供されることはもちろん、自らも情報収集の努力をすることが必要であることを表しています。

<委員意見>

・『まちづくりに参画するためには、市政情報を知る必要』

・『自らも情報を得ようと努めることが必要』

○第4条第3項

・子どもの権利条約（注）第12条では、意見を表す権利として、<自由に自分の意見を表す権利をもち、その意見は、子どもの発達に応じて、十分に考慮されなければならない>と、

子どものまちづくりに参加する権利が定められています。なお、子どもの定義は、民法の成年の規定に準じています。

・(注) 子どもの権利条約

基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約です。1989年に国連総会において採択され、日本は1994年にこの条約を批准しています。

○第5条第1項

- ・まちづくりをすすめるためには、自らがまちづくりの主役であることを自覚することが重要であり、その上で、積極的にまちづくりに参加することが必要であることを表しています。

<委員意見>

- ・『まちづくりの主役であることを自覚する』
- ・『参加に努め、お互いに尊重する』

○第5条第2項

- ・お互いの存在や価値観を認め合いながら、自らできることは自ら行うという基本にたって、まちづくりの推進に関わるとともに、発言や行動に責任を持って、一人ひとりが公共の福祉の増進に努めることが必要であることを表しています。

<委員意見>

- ・『自らできることは自ら行う』
- ・『参加に努め、お互いに尊重する』
- ・『自らに責任を持って前向きに発言することは、自らのためでありこのまちの将来のためでもある』

○第5条第3項

- ・次代を担う子どもたちが、このまちに住んでいたい、住み続けたいと思えるような、より良い環境の創出に向けて積極的に取り組んでいくことを表しています。

<委員意見>

- ・『子どもは地域の宝』
- ・『次代の担い手』
- ・『地域の教育力』
- ・『次世代へ継ごう地域の願い』
- ・『良好な環境を、引き継いでいくことはもちろん、もう少し積極的な姿勢が必要である』
- ・『現状よりもさらに良い環境を創り出したうえで後世に継承していきたい』

(議会・議員の役割と責務)

第6条 議会は、市民の代表により構成される市の意思決定を行う議決機関として、市民の意思に基づいた意思決定に努めなければなりません。

2 議会は、積極的な情報公開や、市民との対話に努め、市民の信頼のもと、より開かれた議会運営を行わなければなりません。

3 議員は、議会活動について、市民への説明責任を果たすとともに、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の負託に応えなければなりません。

4 議員は、政策の提言及び提案に努めなければなりません。

<考え方>

- ・市議会は、市長とともに住民の直接選挙により選ばれた議員による代表機関であり、こうした時代の中での市議会の役割は、一層重要なものになっていくと考えること、まちづくりは、市民、議会、及び行政の協働によってこそ成り立つものであることをふまえ、市議会の担う役割や果たすべき責務を定めています。

○第6条第1項

- ・地方自治法第96条〔議決事件〕に定める二代表制の一役として議会の機能・役割（注）は、住民にとって非常に重要であり、意思決定に際して市民の意思が反映されていることの重要性について表しています。
- ・（注）二代表制の一役として議会の機能・役割
地方自治法に定められる、条例を制定する権限、市の方向性を意思決定する権限、行政活動を監視する権限が基本となりますが、それに留まらない議会の幅広い役割を包容して表しています。

<委員意見>

- ・『議決機関であり住民にとって重要』
- ・（注）二代表制の一役として議会の機能・役割
地方自治法に定められる、条例を制定する権限、市の方向性を意思決定する権限、行政活動を監視する権限が基本となりますが、それに留まらない議会の幅広い役割を包容して表しています。

○第6条第2項

- ・市民の知る権利を保障するとともに、市民の意思をより反映するための仕組みづくり努める必要性について表しています。

<委員意見>

- ・『議会の情報についても市民の知る権利がある』
- ・『議会と住民の信頼関係が必要』
- ・『市民と一緒にやっていく』

○第6条第3項

- ・議員は、まちづくり課題や市民の思いを把握するとともに、市全体の公益を考えた判断によって、説明責任と選挙で直接選ばれた責任を果たさなければならないことを表しています。

<委員意見>

- ・『市民の代表である』
- ・『透明性と公平性が必要である』
- ・『立会い演説会のような手法も検討するべきではないか』

○第6条第4項

- ・分権型社会に対応したまちづくりのために、政策立案過程における議会の役割の重要性について表しています。

<委員意見>

- ・『これからの議会の役割は非常に重要』

(市長・職員の役割と責務)

第7条 市長は、住民福祉の向上を図るため、次に掲げることに基づいて、計画的かつ効率的な行政運営に取り組み、市民の負託に応えなければなりません。

- (1) 限られた資源の効率的かつ効果的な活用を図り、財政の健全性の確保に努めること。
- (2) 政策形成、実施、評価及び見直しの過程において、市民意見の把握と反映を行うこと。
- (3) 市民に利用しやすい形で保有する情報の積極的な公開・提供を行うとともに、常に分かりやすい説明を行うこと。
- (4) 個人の権利利益を守るため、保有する個人に関する情報の保護を行うこと。
- (5) 公平かつ透明性を確保した適正な行政手続を行うこと。

2 職員は、地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければなりません。

3 職員は、公正、公平かつ誠実に職務を遂行するとともに、協働や市民活動の連携が図られるように努めなければなりません。

4 職員は、職務を行う上で必要な能力を自ら高めていかなければなりません。

<考え方>

- ・市長は、議会とともに住民の直接選挙により選ばれる代表機関であり、市民の負託に応えるとともに、住民福祉の向上を図ることを目的として、その責務を果たすために守るべき基本的な考え方や仕組みを定めています。また、行政職員は、地方自治法では〔長の補助機関〕と位置づけられており、一般的に、職員は市長を補助するため行動することとされていますが、職員が果たす役割の大きさから市民が期待する職員像を表しています。

○第7条第1項

- (1) 財政運営については、地方自治法第9章〔財務〕のほか、地方財政法により、健全な運営に努める旨の基本原則と、その運営にあたっての詳細が表されています。
- (2) 行政評価、市民参画（市独自条例-雲南市パブリック・コメント制度実施要綱）
- (3) 情報公開、説明責任（市独自条例-雲南市情報公開条例）
- (4) 個人情報保護（市独自条例-雲南市個人情報保護条例）
- (5) 行政手続き（市独自条例-雲南市行政手続条例）

<委員意見>

- ・『行政には300億円近いお金を使うにあたっての、自覚が求められる』
- ・『政策立案にも参画』
- ・『市民一人ひとりの意思尊重』
- ・『分かりやすく伝える』
- ・『透明性と公平性が必要である』

○第7条第2項

- ・職員は、まちづくりを担う一員であることを自覚するとともに、率先してまちづくりの実践に努め、市民としての責務を果たすことの必要があることを表しています。

<委員意見>

- ・『現場にでかけることで実態を知り、政策が生まれる』

○第7条第3項

- ・全体の奉仕者（地方公務員法第30条のサービスの根本基準）であることを自覚し、強い意志を持ち職務を遂行することはもちろん、市政運営のスペシャリスト、協働のまちづくりのコーディネーターとして、まちづくりの推進に取り組むことを表しています。

<委員意見>

- ・『市民へ駄目なものは駄目と言える強い立場も時には必要』
- ・『市民が税金を払って雇っている優秀なスペシャリストでなければならない』

○第7条第4項

- ・職員としての役割と責務を果たすため、自らの責任において能力向上に努めなければならないことを表しています。

（附属機関等の委員への市民参画）

第8条 市長は、審議会その他の附属機関等の委員には、公募による委員を選任するよう努めなければなりません。

2 市長は、審議会その他の附属機関の委員の選任については、幅広い人材を選出するよう努めなければなりません。

<考え方>

- ・地方自治法に基づく〔附属機関〕について、市の意思形成の過程におけるその役割の大きさから、市民参画のひとつの手法として表しています。

○第8条第1項

- ・市民参画を拡充する手法として、附属機関等の委員については、公募による委員を選任することを表しています。

<委員意見>

- ・『市民参画の機会充実』

○第8条第2項

- ・前項の委員の選任にあたっては、なるべく多くの市民が参画することが望ましいことも踏まえて、男女の比率や他の附属機関等との重複も考慮して、幅広い人材を選出することを表しています。

<委員意見>

- ・『委員になる方に偏りがある』

（コミュニティ活動の推進）

第9条 市民は、コミュニティがまちづくりの重要な担い手であることを認識し、地域自主組織等によるコミュニティ活動に積極的に参加するよう努めます。

2 市長は、コミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重し、必要に応じてその活動を支援するよう努めなければなりません。

<考え方>

- ・市民が主役のまちづくりの要となるコミュニティ活動の推進に向けて、市民が自主的に公共・公益的活動を地域で実践していく姿勢、また、コミュニティを守り育てるための支援の考え方について定めています。

○第9条第1項

- ・まちづくりの重要な担い手であるコミュニティへの参加について表しています。

<用語>

- ・「地域自主組織等」

公共・公益活動には、地縁型のコミュニティや、テーマ型のコミュニティ、個人でのボランティア活動などもあることから、地域自主組織「等」と表しています。

<委員意見>

- ・自主組織『まだ、自立、まちづくりを目指すものになっていない。強化が必要』
- ・自治会『一番身近な地縁団体』

○第9条第2項

- ・自主性や自立性を最大限尊重することはもちろん、必要のある場合のみ支援をするという、市長の姿勢について表しています。なお、活動の支援には、財政的なものだけでなく、情報、人材や学習機会の提供などを含んでいます。

<委員意見>

- ・自主組織『行政がやってくれるものではない』『行政の市民活動へのアンテナ・支援体制構築』

(情報の共有)

第10条 市民、議会、及び行政は、まちづくりの基本理念を実現するため、まちづくりに関する情報を共有するよう努めます。

2 議会と行政は、市民の知る権利を保障するため、文書を適正に管理しなければなりません。

<考え方>

- ・まちづくりの基本理念を実現するためには、多様な主体がまちづくりに関する情報を共有していることが前提であることから、それぞれの姿勢について定めています。

○第10条第1項

- ・多様な主体が、それぞれ対等な立場に立ってまちづくりについて語り合う環境をつくるため、また、多くの活動が、より多くの人に開かれたものとなるため、情報共有の推進について表しています。なお、市民相互の情報共有の重要性も謳うものです。

<委員意見>

- ・『市民参加や、協働を推進するためには、情報共有は必要不可欠である。』
- ・『行政から発信されるものだけでなく、市民から発信される情報もある。』
- ・『NPO・まちづくりグループによる情報発信手段のアウトソーシング』

○第10条第2項

市民の知る権利の保障はもちろん、多様な主体の共有財産である文書の適正管理について表しています。このことにより、現在だけでなく、過去と未来の情報共有も図ります。

(新しい公共空間)

第11条 市民、議会、及び行政は、自らの権利と責務のもと、協働のまちづくりを実践し、新しい公共空間を創造するための活動に努めます。

2 市民は、その自主性及び自己の責任にもとづいて、公共サービスの提供を担うことができます。

3 市長は、市民が公共サービスの提供を担うための環境整備に努めるとともに、協働のまちづくりを推進するための総合的な施策を講じるよう努めなければなりません。

<考え方>

- ・多様な主体は、協働のまちづくりを推進しながら、さまざまな活動と協力・連携して地域課題の解決に取り組み、新しい公共空間の形成に努めることを定めています。

○第11条第1項

- ・これまでのように、行政に委ねられてきた公共から、市民、議会、及び行政が協働によって創り育てる公共が築かれつつあり、こうした公共の領域を、それぞれの役割分担のもと創っていかねばならないことを表しています。

「今までは私事であった事柄が、時代や社会状況の変化により行政も関わりを持つようになった領域（高齢者福祉・配食サービス・福祉バスの分野等）なども含まれるものです。」

<委員意見>

- ・『行政の役割は住民にはできないし、行政も住民の役割はできない』
- ・『市民も、議会も、行政も一緒にやっていく、それぞれに知恵を出し合っていく』

○第11条第2項

- ・新しい公共空間における公共サービスの担い手でもある、市民が、その特性（例えば、地域自主組織、まちづくりグループ、NPOといったコミュニティなどの持つそれぞれの長所）を活かすことによって、住民ニーズに対応した公共サービスの提供と社会的・地域的な課題の解決を進めることを表しています。

<委員意見>

- ・『協働は、市民の自発的なものからはじまるものであり、行政が誘導するものではない』
- ・『行政が予算の問題等でできないサービスを、高齢者の社会参加を基本に提供できないか』

○第11条第3項

- ・市長は、市民が公共サービスを担うことができる、仕組みづくりに取り組むことを表しています。

<委員意見>

- ・『行政は市民ができないことをサポートするもの』
- ・『市民が関わる財政運営（市民予算枠）』
- ・『ふるさと納税・寄付（制度）』

（交流と連携）

第12条 市民は、まちづくりの推進のため、さまざまな活動を通じ、市外の人々と広く交流し、連携するよう努めます。

2 市長は、広域的な課題に取り組むため、近隣自治体及び他団体と相互に連携するとともに、地方分権の推進にあたり、国・県へ積極的な政策提言を行わなければなりません。

＜考え方＞

- ・広域的な課題に対応するために、まちづくりに市外の人々の意見を取り入れるとともに、他の団体と連携しながら、まちづくりの推進を図ることを定めます。

○第12条第1項

- ・まちづくりの推進には、広域的な人との繋がりや協力を得るために、自ら働きかける必要があることを表します。

＜委員意見＞

- ・『色々な方に参加していただいて、市外からも応援していただきたい』

○第12条第2項

- ・道路網の整備や安全・安心なまちづくりに向けた広域的な課題への対応や、分権型社会に対応するために、各種制度改正を含めた主張をしていかなければならないことを表します。

＜委員意見＞

- ・条例策定の背景『地方分権』『自己責任・自己決定』『国と地方は主従から対等』

（育てる条例）

第13条 市民は、この条例を、まちづくりの推進の状況及び社会情勢の変化等に応じて改正し、常に実効性のある条例となるよう、つくり育てていきます。

＜考え方＞

- ・まちづくり基本条例は、最高規範性があるからこそ、時代にマッチしたものになっているかどうか、形だけのものになっていないかなど、雲南市のまちづくりの推進に本当にふさわしいものかどうかを検証していく必要があります。そこで、この条例を「育てる条例」として位置付け、市民参加のもとで、条例の実効性を保障していくとともに、必要に応じ適切な措置を講じることを定めます。

＜委員意見＞

- ・『条例ができて終わりでは意味がない』
- ・『多くの方に知っていただくことが必要』
- ・『随時見直せる仕組みを検討しておく方が良い』

<補足>

前文

議会からは、『平和について盛り込むべきではないか』といった意見がありました。永井隆博士の「平和を」の願い、「如己愛人」の精神を引き継ぐ、また、雲南市ならではの条例とするため、検討を行ってきたところです。しかし、平和に対する一般的な気持ちは、『戦争のない社会づくりに行き着くのではないか』、『まちづくり基本条例に盛り込んだ際に目指すべき平和とは何か』、『市民共通の気持ちとして希求することができるのか』、という意見もあり、条文に盛り込むことは難しいと判断しました。

第4条

第1項の条文中の主役という文言については、『主体の方が良いのではないか』といった意見もありました。しかし、主体とした場合、権利の中の主体ということであり、民法上の権利の主体（客体はもの）ということが浮かぶこと、また、合併してからこれまで「市民が主役のまちづくり」が推進されてきたことから「主役」として表すこととしました。

なお、主役は与えられたひとつの役を指すものとされていることから、『今後はますます市民の行政参画が求められる中で、市民が希求する地域運営を実現するために、積極的に行政に対し意見を述べたり、計画に加わっていくスタイルを描くのであれば「主体」の表現がふさわしいのでは』という意見もありました。

意味 主役1 劇・映画などの主人公の役。また、それを演じる人。

2 ある事柄における主要な役割・役目。また、それを演じる人。

主体1 自覚や意思に基づいて行動したり作用を他に及ぼしたりするもの。

2 物事を構成するうえで中心となっているもの。

第7条

市長の権限のひとつに地方自治法で〔職員の指揮監督権〕が定められていることから、『市長の役割や責務として、職員の能力（資質）の向上に関することを盛り込むべきではないか』、という意見もありました。このことについては、検討の結果、市長の当然の務めではありますが、職員のより積極的な姿勢を求める意味からも職員の条文のみに盛り込むこととしました。

4. 付帯意見

(1) 附属機関等への市民参画について

このことについては、第8条に盛り込んでおり、①附属機関等の設置②市民意見提出手続③市民説明会④市民ワークショップ⑤その他効果的な手法 をはじめとした幅広い手法や制度構築により保障されるようお願いします。

また、特色あるまちづくりを推進するため、旧町村単位に設置されている地域委員会については、『その位置付けや役割が分かり難い部分がある』といった意見もふまえ、推進懇話会議の中でも検討を行ってきたところです。こうしたことから『まちづくり基本条例に盛り込むべき』との意見もありましたが、地域委員会については、設置に関する独自条例が定められていることなどから、条文に盛り込む必要はないと判断しました。ただし、非常に重要な役割を担うものと考えますので、今後、地域自治の充実へ向けてよりよい組織となるよう検討されることを望みます。

(2) 情報の共有について

このことについては、第10条に盛り込んでおり、情報の共有がされている状態を考えた時、①行政が何をしようとしているのか、どんな施策を実現しようとしているのかが把握できている②市民が行政サービスを受けようとする際に、それを意識せず行政情報の提供を受けることができる（いわゆるユビキタス〔どこにでもある〕社会）③課題を共有できている という、さまざま状態を考えることができます。発信する（分かり易く）側、受取る（知ろうとする）側それぞれが、情報の共有の重要性を認識することが第一ではありますが、①まちづくり懇談会②市政懇談会③行政評価システム④文書管理システム などの既存制度をさらに充実されるようお願いします。

また、市民と行政の関係は画一的ではなく、それぞれの地域の実情に合わせた内容の公共サービスを担い合う関係であることから、図書館や、現在、地域づくり活動検討委員会で検討が進められている、交流センターなどとの連携によって、より一層の情報の共有が図られる仕組みづくりへ向けた検討がされることを望みます。

(3) 新しい公共空間について

このことについては、第11条に盛り込んでおり、これからのまちづくりを考える際に重要なキーワードであると考えます。これまで「公共」と「行政」が同一の概念とされ、行政サービスの範囲を「公共サービス」ととらえる傾向にありました。しかし、今日においては、多様な主体によって担われる、新しい公共空間が創造されつつあります。このような動きを確かなものとしていくための仕組みづくりとして、私たちは「寄付による投票条例」についての学習会を開催しました。

その結果、この制度は、「財源の確保」に繋がるのみならず、寄付を通じて自治体の提示する複数の政策メニューから自ら望むものを直接選べることなどから、「まちづくりへの関心が高まる」など、新しい市民参加型のまちづくりへ向けて、多くの可能性を持つものであると考えます。つきましては、制度設計へ向けた検討がされるよう、本提言にあわせて要望します。

5. 参考資料

(1) 雲南市まちづくり推進懇話会議設置要綱

平成18年12月1日

告示第231号

(趣旨)

第1条 この告示は、雲南市まちづくり推進懇話会議（以下「懇話会議」という。）の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市政運営の基本となる（仮称）雲南市まちづくり基本条例（以下「基本条例」という。）の制定に向けて、その原案を検討するため、懇話会議を設置する。

(所掌事務)

第3条 懇話会議は、次に掲げる事項について庁内組織である「雲南市まちづくり基本条例庁内推進会議」と連携を図りながら検討し、市長に提言する。

(1) 基本条例の理念及び構想

(2) その他基本条例の原案作成に必要な事項

(組織)

第4条 懇話会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員12人以内で組織する。

(1) 「新市建設計画」又は「雲南市総合計画」の策定にかかわった市民のうち、市長が適当と認めたる者

(2) 18歳以上の市内に在住又は在勤する者で、本市のまちづくりに関心がある者を公募し、応じた者のうち市長が適当と認めたる者

(3) 前2号に掲げる者のほか市長が認めたる者

2 委員の任期は、委嘱の日から基本条例の制定の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、懇話会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 懇話会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 懇話会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 懇話会議の庶務は、政策企画部政策推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会議の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年12月1日から施行する。

(2) 雲南市まちづくり推進懇話会議 委員名簿

(◎会長 ○副会長)

(敬称略)

岩 佐 恭 生 (木 次 町)	大 家 眞木子 (吉 田 町)
川 角 光 子 (木 次 町)	品 川 俊 二 (三刀屋町)
○須 山 光 子 (三刀屋町)	中 島 光 恵 (大 東 町)
萩 原 康 文 (松 江 市)	◎畑 亮一郎 (加 茂 町)
藤 原 博 (掛 合 町)	矢 壁 敏 宏 (大 東 町)
八 木 良 憲 (三刀屋町)	渡 部 修 也 (出 雲 市)

(3) 検討経過

雲南市まちづくり推進懇話会議

日程	主な内容
平成19年 3月 5日 (第1回)	・ 委嘱状の交付 ・ 会長副会長の選出 ・ 学習会「まちづくり基本条例ってなんだろう？」 ・ 今後のスケジュールについて
平成19年 3月27日 (第2回)	・ 総合計画策定からの取り組み経過について ・ 協働のまちづくりへ向けた課題の抽出 ・ 意見交換 (会議の公開・市民への情報提供)
平成19年 4月25日 (第3回)	・ 協働のまちづくりへ向けた課題の抽出 (テーマ…自治会・コミュニティ)

日程	主な内容
平成19年 5月18日 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくりへ向けた課題の抽出 (テーマ…人材育成・子ども・情報) ・第2回地域振興補助金活用事業報告会でのアンケート調査について
平成19年 6月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・雲南市のまちづくり基本条例に関するアンケート調査を実施 (第2回地域振興補助金活用事業報告会)
平成19年 6月22日 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果について ・基本条例のイメージについて ・仕組みづくりに向けての論点整理
平成19年 7月11日 (第6回)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本条例のイメージについて (まちづくりの担い手・理念・市民の役割)
平成19年 8月10日 (第7回)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本条例のイメージについて (前文・市民の定義・市民、議会、行政の役割や意識)
平成19年10月10日 (第8回)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの検討状況等について説明 (地域委員会全体会)
平成19年10月11日 (前文検討チーム会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・前文について
平成19年10月26日 (第9回)	<ul style="list-style-type: none"> ・前文について ・市民について ・行政について
平成19年11月19日 (第10回)	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)雲南市まちづくり基本条例素案について

日程	主な内容
平成20年 1月17日 (第11回)	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)雲南市まちづくり基本条例素案について ・新たな市民参加型のまちづくりへ向けて ・議会について
平成20年 2月21日 (第12回)	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)雲南市まちづくり基本条例素案について ・学習会「寄付による投票条例」でまちづくり！！ ・市長への提言について

雲南市議会

平成19年 5月23日 総務常任委員会
平成19年 7月20日 総務常任委員会
平成19年 8月24日 総務常任委員会
平成19年11月20日 総務常任委員会
平成19年11月26日 全員協議会

雲南市まちづくり基本条例庁内推進会議

平成19年11月 7日

雲南市まちづくり基本条例検討チーム会議

平成19年 3月 2日
平成19年 5月17日
平成19年 6月20日
平成19年 7月 9日
平成19年 8月 9日
平成19年 9月13日
平成19年11月 9日
平成20年 1月30日

(4) 議事要旨

別紙のとおり

(5) 雲南市まちづくり基本条例に関するアンケート調査(結果)

別紙のとおり

(6) その他の資料

別紙のとおり

雲南市のまちづくり基本条例に関するアンケート調査

(1) アンケート調査概要

①調査目的

- ・ まちづくり推進懇話会議で進める、キーワード毎への市民の皆さんの意見をお伺いし、今後の検討資料とする。
- ・ まちづくり基本条例の制定に向けた取り組みに対する、市民の皆さんの意見をお伺いし、今後の検討資料とする。
- ・ 取り組みの周知状況の把握をし、今後の広報活動の検討資料とする。

②調査方法

- ・ 第2回地域振興補助金活用事業報告会に参加された皆さんへ配布し回収

③調査期日

- ・ 平成19年6月9日

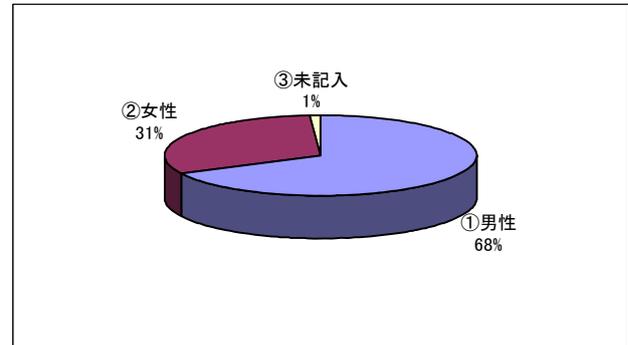
④回収率

配布数	回収数	回収率
300票	89票	30%

⑤アンケート結果

問1. あなたの性別は。

回答項目	回答数
①男性	60
②女性	28
③未記入	1
合計	89



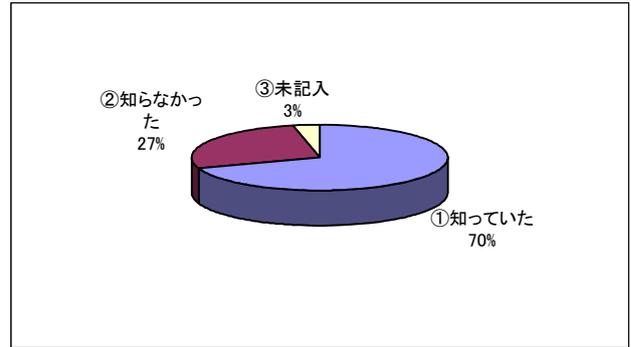
問2. あなたの年齢は。

回答項目	回答数
①10代	0
②20代	0
③30代	6
④40代	5
⑤50代	23
⑥60代	42
⑦70代	12
⑧未記入	1
合計	89



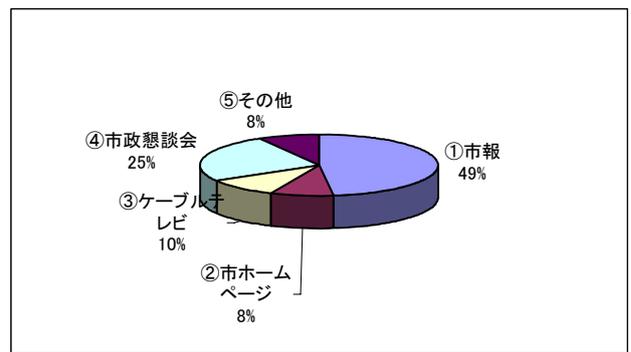
問3. 「まちづくり基本条例」に向けた検討が行われていることをご存知でしたか。
 (※「① 知っていた」と回答された方は問4も回答)

回答項目	回答数
①知っていた	62
②知らなかった	24
③未記入	3
合計	89



問4. それは何でお知りになりましたか。(あてはまるもの全てに○印)

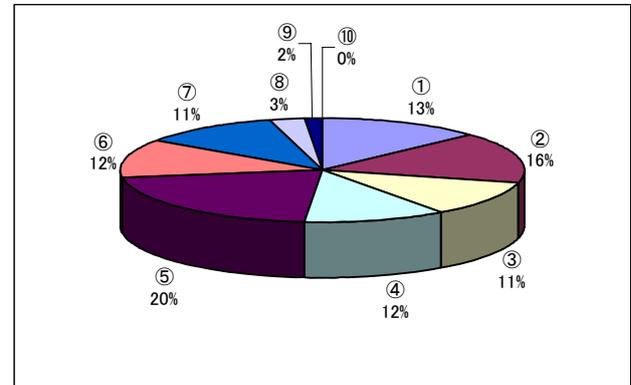
回答項目	回答数
①市報	40
②市ホームページ	7
③ケーブルテレビ	8
④市政懇談会	21
⑤その他	7
合計	83



その他の回答
 (地域委員会、地域役員、家族、市職員)

問6. 「市民と行政の協働によるまちづくり」を進める上で、どのようなことが特に大切だと思いますか。(あてはまるもの全てに○印)

回答項目	回答数
①市政への積極的な参加	26
②まちづくりグループ活動の推進	31
③コミュニティの役割強化	22
④市民と行政の役割分担	23
⑤人材の育成	42
⑥市民の意思の反映	24
⑦情報の公開・共有	22
⑧個人情報の保護	5
⑨住民投票制度の創設	3
⑩その他	0
その他	198



自由記述の回答は次頁より

問5. まちづくり活動に取り組まれる中で、お困りやお悩みのことをはじめ「まちづくり基本条例」の制定に向けた取り組みへのご意見等がありましたらお書きください。

- ・ 事務処理（文書作成、会計事務）をする人がいないのが最も大きな課題です。
- ・ 「市民と行政の協働」に住民が理解を示さないことに問題がある。過去の流れが全て行政主導であったため、急に考え方を変えることができないのではあるまいか。市民主導の社会の必要性を行政サイドから強く述べていただきたい。
- ・ 活動を立ち上げるかたわら、リーダーが不足する。各自治会においても会長は長くて2年の任期で交代する中、リーダーの育成がままならぬ状況下にある。そのような中で、リーダーはどのように活動すればよいのか我ながら分からない。この4月から2ヶ月間ほとんど毎日のように次々と会議が計画される。会社に勤めながらではとてもできない。有給休暇をとるばかりであるが身になってもないので困っている。
- ・ 市報に毎月2、3の組合活動の成果をのせていただきたい。
- ・ 合併前に作られた集落組織案の考えを変えることが困難。どう時間をかけて変革していくかが課題である。
- ・ 資金がない（少ない）こと、人材が集まらない（忙しい人が多い）、市がもう少し協力してくれると嬉しいと思います。
- ・ 補助が無くなった時の活動がスムーズに行われるか心配。
- ・ すべて人ですが、人が少ない中での取り組みを続けるため、かくれた人を掘り出さねばと考えています。そして多くの賛同者を集めたいです。
- ・ 独り暮らしの老人世帯への、地域での活動や役割分担は非常に負担が大きくなってきています。行政が地域にいろいろなことを下ろされるのはいいが、なかなか地域も苦しい。できることとできないことがある。地域間の格差があることを分かって欲しい。
- ・ なんでもかんでも住民にまる投げでは良くない。行政責任ですること、この点はよく承知されたい。住民自らすることは住民によく理解してもらうことが大事である。情報公開は文書を多く配ればことたりるとの考えはいかがなものか。まちづくりも含め、そのことのかんじんなことをしっかり承知して対応されることを期待する。
- ・ 雲南市でも一番はしの方に住んでいます。高齢化で、しかも女性が多い地区です。交通の便がありません。不自由しています。
- ・ 人材育成・市の計画等上滑りの感あり。自主組織を徹底させ、小地域の住民まで根ざすよう努めること。
- ・ 高齢者組織（老人クラブ会員）の意見又は聴取の場を作ってください。団塊の世代が高齢者と言われながら組織に入会できないでおられます。老人クラブ会員の加入促進が強く要請されています。行政として高齢者組織の強化にご助力とご協力をお願いしたい。
- ・ 地域自主組織の活動を進めていくにあたり、行政からの押し付け的な”ミニ役場的”な存在ではなく、自ら進んで活動していける協働の精神を広めていくには、地域自主組織を巻き込んだ、まちづくりの仕組み、協働のあり方を議論し、市民もまちづくりの主役であること自覚できるようにすべきと思う。条例はまちづくりの仕組みの問題だと思うが、その条例を生きたものとするためには、市民レベルで、自分達のものとして、意識できるように持ってい

って欲しいと思う。

- ・ 市民が主役のまちづくりへ向け、地域自主組織を中心としたまちづくり活動が少しずつ盛んになって来ている。その一方で条例の制定に向け取り組んでおられるが、必要性、時期、検討体制しっかり議論されているのか。何事も形ありきでは進まないし、条例がなくても魅力的なまちは沢山ある。
- ・ 自治会活動や地域自主組織が（反）強制になると疲れる。そうではなく、誰もが無理なく参加できる活動。そして市民が自慢できる（決まり）を持つことが全国へのPRになると思う。
- ・ まちの中に組織が見えて、人が動き出すことへの導きとなるものが欲しい。
- ・ まちづくり活動で、市民の考えが行政のルールで出来ないことがあります。（何が良くて、何が悪いのか）
- ・ 雲南市となって広くなりましたが、画一的な考え方ではなく、地域の実態を尊重した考え方で進めてほしい。
- ・ 雲南市は大きな面積の市である。中心の方々の意見等で話しが決まらない様に端々の方までの意見を入れてもらいたい。
- ・ 団体の中に、他人（県外の人）を入れるべきではないか。地域を越えた活動が必要ではないか。
- ・ まちづくり推進懇話会議での検討内容を市民に出来る限り公開し、それに対する市民の声を聞く機会があればよい。ホームページのみで市民の声が吸収できるか疑問である。
- ・ 推進懇話会長の話しがあり限界集落の話しをされたが、本当のローカルな集落は分かっておられない発言だった気がする。基本条例の制定には、さまざまな地域を考慮して制定をお願いしたい。
- ・ 目的が良く理解できない。基本条例→条例という字句を使用しているが拘束性を持たすのか。
- ・ まちづくり基本条例等で住民の自主的活力を制約するようなことは必要ないのではないか。
- ・ 現在既にあるとっております。その中に「住民自らが、汗をかき、知恵を出し・・・」という文面が要るのでは・・・？ さらに又作られるのかなという感想です。位置づけが不明です。
- ・ ルールづくりには賛同。住みやすい地域をつくるには互いに住民ルールが必要だと思う。例えば犬の散歩においても迷惑をかけないようにして欲しい。まちの賑わいが取り戻せるよう景観にもいつも留意して頂きたいと思います。①公共交通の周知②女性の意見を取り上げて欲しい。

問6. 各回答項目への具体的なご意見がありましたらお書きください。

市政への積極的な参加。

- ・ お互いに意見交換をして分かりあえる様にしたい。
- ・ まちづくりへの第1歩。市側も積極的に市民に参加していただける場を提供するべきだ。
- ・ できる限り参加したいし、知識も得たい。
- ・ 参加者が少ない。開催に工夫が必要である。
- ・ グループ活動をしていて、このように発表会があれば、行政のハートとの接点ができる良い。
- ・ 高齢者組織の参加ができるような体制でありたい。

まちづくりグループ活動の推進

- ・ 地域振興補助金を積極的に活用したらよい。横のつながりができたらよい。
- ・ 地域の特性を活かした活動を推進。
- ・ 行政サイドよりしっかり見守っているという立場の人を置く。その人の声かけなどがあればグループの自尊の心を育てる。
- ・ 奉仕活動、ボランティア活動を推進する組織づくりの推進。

コミュニティの役割強化

- ・ 子ども時代から横社会がIT時代とともに大人となり地域は、年代毎に横社会が断層化している。団塊、同ジュニア世代が中心となって、80代から20代まで、横と縦を織りなす地域コミュニティ作りが今最も急がれる課題だ。
- ・ 地域自主組織の強化。
- ・ 資金の確保。
- ・ 会員の意見、発言の場づくり。

市民と行政の役割分担

- ・ 役割分担ということで、行政の担っていた業務をコミュニティ等へ分担していくということではなく行政が行うべき仕事は、税金の中で行政が行っていくことが基本であると考えます。
- ・ 高齢化で役割が難しくなってきたので役割を明確にするべきである。
- ・ 市民にまかせれば確かに自立という方向に向かいますが、それでは地区にアンバランスが生じる。一方地区内には全くソッポを向いている人もいる。行政のリーダーシップがより求められる時期にあると思う。役割分担を前面に出すタイミングは慎重に。
- ・ 自治体活動の内容を少なくする。
- ・ これは話し合いによって同じ土俵でという意味の疎通を図って欲しい。
- ・ あくまで市民が主体となって事業を行うべき。行政が指導してしまうとその指示に従ってしまう可能性がある。
- ・ 自治会が地域の環境整備をする。弱者（障害のある人、独り暮らし）への配慮。

□人材の育成

- ・ 人口が減少していくなかで昔ながらの地域の維持を図っていくことが困難になってくるが、特に若者が少なくなっている。山間地域の生活に目を向けたまちづくりも考えていただきたいです。
- ・ 中堅・若手の人材育成。
- ・ 分担すべきことを明確にすることによって市民と行政の協働がすすむのではないか。
- ・ リーダーとなる人材の育成。職場を離れた人材の掘り出し。
- ・ 地域でのリーダー的役割の人材育成研修会の開催。
- ・ いつも同じメンバーではなく、若い人、女性が参画できるような組織づくり。
- ・ 養成講座をどんどんやって欲しい。
- ・ 人によっては協働で可能と言われるがやっぱり中心になる人が必要。(役割分担にも繋がる)
- ・ 専門知識を有する人を集めることが大切であり若い人材であること。
- ・ グループづくりにより個の育成。
- ・ 子ども達の活動、青年組織の育成、女性組織の活用。

□市民の意思の反映

- ・ 意思反映手段の構築。
- ・ 住民一人一人の意思の尊重。小グループの落しがないように。
- ・ 発表会は本音が出されたりしてよい。
- ・ 地域又は集落出身の市役所職員が地域、集落住民の意思の聴取。

□情報の公開・共有

- ・ 情報の公開・共有はまちづくりを進める上での極めて重要なポイントである。市でも事あるごとに強調されているが実態は平準、公開の仕方、肝心の組織への伝達の遅れなどが見られ、市民の間に不満が多い。多くの委員会が組織されているが、本件について時限組織でも良いから専門の検討組織を設けて有効な実効性のある具体策を検討してほしい。
- ・ 市側も一生懸命やっているが大変重要なことなので積極的に提供すべきだ。
- ・ 市行政の積極的な情報公開。
- ・ 6町村平準化の早期実現。
- ・ きれいな言葉を並べず 身のある実行ある行動が欲しい。
- ・ イベントなどある時に参加させていただけるように交流があると良いと思います。
- ・ 自分たちはやっている認められているという自尊心を支える情報誌を出して欲しい。
- ・ 市広報が読みにくいので活字を大きく。

□個人情報保護

- ・ 福祉施策を展開するとき個人情報が非常に収集困難となった。保護もいいが、地域レベルでの福祉活動が制約されてきた。
- ・ 個人情報が余りにも深くなり過ぎた感がある。過ぎたるは及ばざるの例えになっはならな

い。

- ・ 以前に自治会配布の中に他の自治会のもの、個人情報が入っていました。行政に連絡しましたがそちらで廃棄してくださいと言われました。気をつけていただきたい。
- ・ アンケートの多種多様が心配である。保護の強化が必要と思う。

住民投票制度の創設

- ・ 重要な事項については必要だと思う。

その他

- ・ ボランティア活動に対するアダプトプログラム制度を採用することが必要な時期と思います。
- ・ 行政と住民の間が空きすぎている。

別紙 新たな市民参加型のまちづくりへ向けて①

1. 市民が関わる財政運営（市民予算枠）

資金の問題（財源確保）とは、少しずれますが、協働のまちづくりの推進に向けては次のような手法も考えられます。

○市の予算編成過程に、納税者である市民の皆さんの思いを直接取り入れる

- ・例えば、上限を納税額の1%であったり、1,000万円などと定め、そのお金の使い道をどの事業とするかは、市民の皆さんに決定してもらう。

○市民提案による協働事業

- ・市民の皆さんが日ごろ考えておられる、市が新たに取り組むべきと思われる事業や、やり方を変えた方が良いと思われる事業の提案を受け、採用された場合には、提案者も一緒に計画づくりに参加していただく。
- ・住民ニーズに対応した公共サービス（新たな公共の領域を担う事業となるもの）であって、提案者と雲南市が協働して取り組むことによって、地域課題や社会的課題の解決が図られる事業に助成を行うもの。

2. ふるさと納税・寄付（制度）

ふるさと納税とは、応援したいと思う自治体への寄付金相当額が、居住している自治体の住民税などから控除される制度のことで、「ふるさとを大切にしたい」「ふるさとに貢献したい」という思いを、かたちにしようとするものです。

○寄付による投票条例と組み合わせる

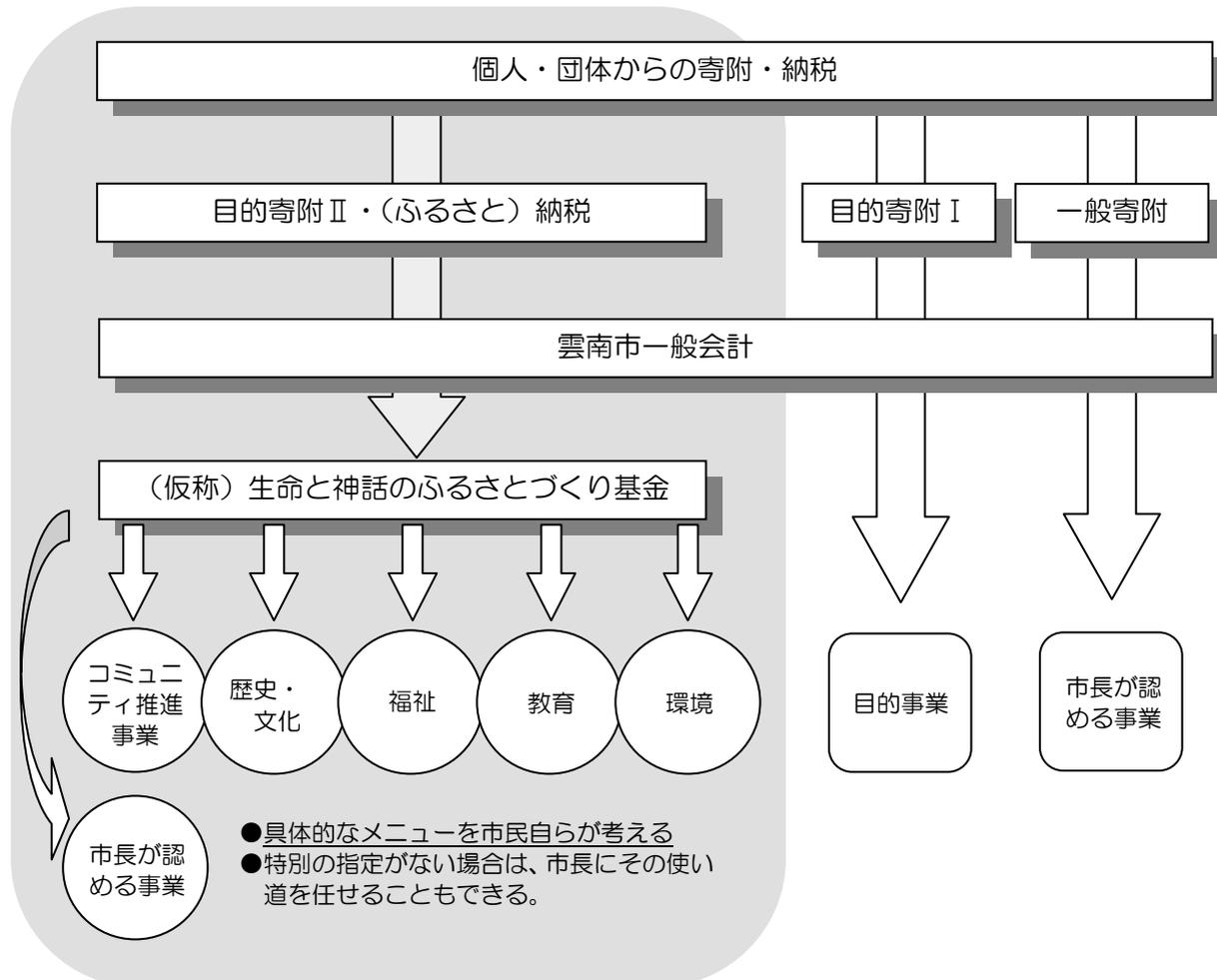
- ・寄付による投票条例とは、自治体が提示したまちづくりの複数の政策メニューに対して、寄付者が自ら望む政策メニューに寄付することで政策の実現を図る仕組みのことです。
- ・例えば、上記の市民提案による協働事業をメニューの1つとした場合には、このメニューへの納税・寄付の総額がそのまま、このメニューの財源となります。

○波及効果

- ・寄付文化の醸成にも繋がります。
- ・市民が政策メニューの検討に携わることで、市民によるまちづくりが推進されます。

※まちづくりにおいては、新たな課題が次から次へと出てきます。そうした中、地域ごとに課題が違ったり、全て行政で対応することができなかったり、市民グループやNPOの方が、良いサービスを提供できる場合もあります。これからは、公共の公のみならず、共の部分、限りなく個人に領域が近い、本当に困った課題を解決するためにも、資金調達の手法を検討していく必要があります。

別紙 新たな市民参加型のまちづくりへ向けて②



○基金の目的

まちづくり基本条例に基づき、市民はもとより雲南市を愛する人々による寄付（ふるさと納税）を通じた新たな市民参加型のまちづくりを進める。

○寄付金（ふるさと納税）の目的の指定

寄付（ふるさと納税）する個人・団体は、雲南市が提示する事業の中から、その使い道を指定する。指定のあったものは、そのメニューに活用する。指定のないものは、市長が決定する。市長は寄付者の意志を尊重し、基金の積み立てや管理を行う。

○基金の積み立て

（仮称）生命と神話のふるさとづくり基金は、個人・団体の寄付（ふるさと納税）を雲南市一般会計予算で定めた金額で運用する。

○基金の管理・運用

基金は、確実に有利な方法で雲南市で管理していく。また、預金利子も基金に繰り入れる。基金は、寄付金を募る際に雲南市が示している事業に充てる場合に限り、全部又は、一部を使うことができる。